

ついじまつ COMMUNICATION

18

ついじまつコミュニケーション：築地松情報誌2003.4月

発行一築地松景観保全対策推進協議会

その色彩豊かな景色の中で築地松の深緑色とその存在の大きさが印象的である。

冬の間、容赦のない寒風にさらされながら、出雲平野に暮らす人々を守ってきた築地松の凛とした姿を見るとき、ここに景観の主役は築地松であることを知らされる。今を盛りと咲き誇るチユーリップたちに「来年もまた会いましょう」と話しかけているかも知れない。



築地松の上には青く高い空。その空の下では農の人たちがチユーリップの手入れに余念がない。少し汗ばむようになった季節には、平野を吹き抜ける風が心地よい。出雲平野ではこの時期沢山のチユーリップが色取り取りの花を咲かせ、爽やかな季節を演出している。



築地松保全のための助成制度が改正されました!

- ①住民協定制度が特定住民協定と一般住民協定の2つに分かれました。
- ②松くい虫対策の効果を上げるために、陰手刈り、防除、枯松の伐倒それぞれに助成金が交付されることになりました。

締結・申請

築地松景観の保全の方法などについて、住民の話し合いにより協定を結び、認定申請をします。
既に協定を結んでいる地区で、特定住民協定に変更することを希望し、その基準を満たしている地区は、変更認定を申請します。



認定

協議会会長が認定(変更認定)をし、公表します。



助成

助成希望者は、市町の窓口(協議会担当課)に助成金を申請し、協議会で内容を審査したうえ、助成金を交付します。



交付

住民協定認定制度の改正

築地松景観保全対策推進協議会では、築地松の織り成す景観を守り、育てるために住民同士で締結された協定を、市町長の推薦を受けて、平成7年度から「築地松景観保全住民協定」として認定してきました。平成15年4月から、この住民協定制度の内容を主に次の点について改正しました。

- ①「築地松景観保全住民協定」を「一般住民協定」と「特定住民協定」の種別に区分
- ②助成限度額
- ③助成金の交付時期

住民協定の認定基準

それぞれ、次に掲げる内容を定めた住民協定を「築地松景観保全住民協定」として認定します。

一般住民協定 (築地松景観保全) 一般住民協定

- 協定区域面積が、まとまりのある土地であり、概ね5ha以上であること。
 - 築地松のある建築物が5戸以上であること。
 - 原則として、土地の所有者及び借地権者の全員の合意によるものであること。
 - 築地松の適正な維持管理について定められていること。
 - 協定の有効期限が5年以上であること。
- 協定区域面積が、まとまりのある土地であり、10ha以上であること。
 - 築地松のある建築物が5戸以上であること。
 - 協定区域が農業振興地域内であること。**
 - 協定区域の宅地及び雑種地の合算面積の割合が、全面積に対して50%未満であること。
 - 屋外広告物が減少するよう努めること。特に、屋外広告物の新設は行わないこと。
 - 原則として、土地の所有者及び借地権者の全員の合意によるものであること。
 - 築地松の適正な維持管理について定められていること。
 - 築地松が松くい虫により枯れた場合の速やかな処分について定められていること。
 - 協定の有効期限が5年以上であること。

(※太字・下線部分が「一般住民協定」と「特定住民協定」と異なります。)

始めました! 築地松景観保全団体助成金制度

当協議会では、平成15年4月から、民間等の団体による築地松景観保全対策に関する活動等を促進するため、新たに築地松景観保全団体助成金制度を実施します。内容は、以下のとおりです。

- 次の①から④の事業を実施する団体の活動に要する経費について助成します。
 - 築地松景観保全対策の調査及び研究
 - 築地松景観保全対策の実施
 - 築地松景観保全対策の普及啓発
 - その他築地松景観保全対策について必要な事業
- 助成率:1/2
- 助成限度額(1団体当たり):5~25万円

協議会からの緊急のお願い

今年も、松くい虫の被害発生が心配されます。松くい虫は、「マツノザイセンチュウ」が病原で、カミキリの一種「マツノマダラカミキリ」が媒介します。当年発生の被害木を放置すると、その木が伝染源になることが考えられますので、早めに伐倒し、カミキリの幼虫を駆除、処分しましょう。

築地松を対象とした助成制度

「築地松景観保全住民協定」を結んでいる築地松所有者が、協定に基づいて行う築地松の維持管理に要する経費を助成します。助成対象となる経費の内容や助成額などは次のとおりです。

区分	改 正 前		改 正 後	
	築地松対象基準本数	区分なし	一般住民協定	特定住民協定
住民協定種別	1本でも可	区分なし	同 左	同 左
助成対象経費	次の経費とする ①築地松の剪定 ②松くい虫による枯松伐倒及び新植・補植 ③松くい虫防除(②を除く)	4年に1回	毎年	毎年
助成年度	助成対象経費の1/2	助成対象経費の1/3以内	助成対象経費の1/2以内	助成対象経費の1/2以内
助成率	100千円	50千円(4年間の合計額)	80千円(4年間の合計額)	個々に設定
費目別限度額(4年間の合計)	剪定 枯松伐倒及び新植・補植 松くい虫防除(枯松伐倒等を除く)	な し	30千円(4年間の合計額) 30千円(4年間の合計額) 30千円(4年間の合計額)	45千円(4年間の合計額) 45千円(4年間の合計額) 45千円(4年間の合計額)

注1) 助成金は、助成対象費目ごとに千円未満は切り捨てとします。

注2) 「枯松伐倒」費への助成は、伐倒後必ず補植することを条件とします。

注3) 助成金を申請する際には、維持管理に要した経費の内容が記載された領収書(写)及び状況写真が必要です。

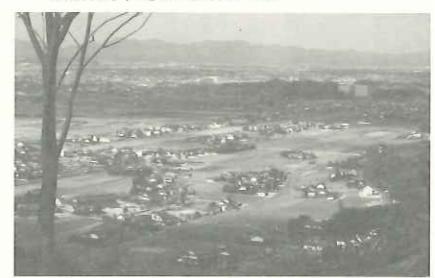
あなたのお気に入りの「ついじまつ」景観スポットを教えてください

いつも身边に感じる築地松も、みる場所や季節によって様々な印象を与えます。みなさんのお好きな、とっておきの築地松が見える景観スポットを教えてください。今後本誌で紹介していきます。

ここがおすすめ! ついじまつ景観スポット



▼1)三本松公園(斐川町)
出西窓から出雲方面へ800m行ったところに三本松公園の入口(看板)があります。そこを左に入り、坂を上っていくと駐車場があるのでそこから徒歩で3分歩くとビューポイントがあります。左手には斐伊川が見え、右手には広大な出雲平野が望めます。



▲2)斐伊川土手から望む出雲平野(斐川町)
斐伊川に沿って約3キロ続く小高い土手から望む風景は、出雲平野を一望でき、築地松の美しい散居風景が楽しめます。

ビューポイント・プレゼント
先着100名にオリジナル
絵ハガキ「築地松物語」を
プレゼント!!



応募方法
ハガキに住所、氏名、とお気に入りのビューポイントが分かる略図などを書いて島根県景観自然課又は市町役場担当課あて(裏面下部参照)にお送りください。

締め切り
平成15年7月31日(当日消印有効)

